

# 令和4年度 第4回福岡地方最低賃金審議会

令和4年8月12日(金) 11:00  
福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室A・B

## 議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 福岡県最低賃金の改正決定について

(2) その他

3 閉 会

福岡地方最低賃金審議会  
会長 平木 真朗 様

2022年 7月 15日

福岡県労働組合連合会  
議長 山口 和博

## 2022年(令和4年)最低賃金改定に関する意見書

日頃より、働く者の労働条件の改善、くらしの向上、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策関連業務にご尽力のことと存じます。

さて、日本経済が深刻な停滞に陥っていますが、企業物価は10%・消費者物価は2%上昇し、中でも生活に欠かせない食品と燃料や電気代などのエネルギー関連が上昇し、低収入であるほど生活必需品の支出割合が多いため、最低賃金で生活する労働者の生活は困窮を極めています。

県内の中小零細企業はコロナ感染と昨今の物価高で、政府の支援策も十分行き届かず経営に窮しています。低賃金で働く多くの労働者は中小零細企業で雇用されており、解雇や失業の危険にさらされています。短時間勤務の非正規労働者の多くは、シフトの減少や労働時間の縮減で収入が大きく減少し、生活が破綻されています。

労働行政として、今日求められるのは、安定した良質な雇用の確保と健康で文化的な生活水準を維持できる適切な賃金水準を定めることです。さらに良質な雇用環境を作り出すためにも、低賃金労働者の雇用主である中小零細企業の経営支援策を策定し、もって適切な賃金水準の確保が求められます。

福岡県労連は労働者が安心して働き続けられることと健康で文化的な生活が営めるために、福岡県最低賃金審議会に対して下記の項目を求めます。

### 記

1. 福岡県の最低賃金 870 円を 2022 年に 1,000 円以上に引き上げ、三年程度を目途に 1,500 円以上に引き上げるため最賃審議会として十分な審議を尽くし、福岡県労連と協議のうえで工程表を作成すること。
2. 中央最低賃金審議会と厚生労働大臣に対し全国一律最低賃金制度の実現を求めること。福岡県労働局長に対して、おおむね 3 年を目途に全国一律最低賃金を達成できる福岡県としてのロードマップを作成するよう意見をすること。
3. 最低賃金を所管する厚生労働大臣を通じて、最低賃金が 1500 円以上を支払う能力を中小零細企業が持つため、具体的な経営支援策とワーキングプア水準以下の低賃金労働者に対しては健康保険や厚生年金、雇用保険など「社会保険料負担の減免」を実効的な支援策として実現するよう必要な措置を講ずることを求めること。
4. 福岡地方最低賃金審議会は民主的に構成されること。公益委員の選考にあたっては政・労・資で協議し民主的に選考すること。最低賃金に関する審議会や専門部会などはすべて公開すること。  
当面は、最低賃金審議委員の選出ができていないため、審議にあたっては福岡県労連としての意見陳述する機会を設けること。



全国一律で時間額 1500 円  
以上の最低賃金を求める  
署名

第一次提出

|      |        |
|------|--------|
| 個人署名 | 1591 筆 |
| 団体署名 | 5 筆    |

2022 年 7 月 15 日  
福岡県労働組合総連合



全国一律で時間額 1500 円  
以上の最低賃金を求める  
署名

第 2 次提出

|      |       |
|------|-------|
| 個人署名 | 179 筆 |
| 団体署名 | 22 筆  |

2022 年 7 月 26 日  
福岡県労働組合総連合

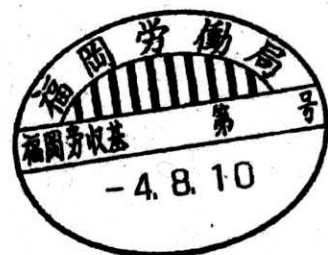


全国一律で時間額 1500 円  
以上の最低賃金を求める  
署名

第 3 次提出

|      |        |
|------|--------|
| 個人署名 | 1046 筆 |
| 団体署名 | 24 筆   |

2022 年 8 月 10 日  
福岡県労働組合総連合



コロナ危機克服、生活改善、地域経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を  
福岡県の最低賃金 870 円を 1,000 円以上に引き上げ  
全国一律で時間額 1,500 円以上の最低賃金実現を求める要請

福岡地方最低賃金審議会会長 平木 真朗 様  
福岡労働局長 安達 栄 様

2022年 月 日

● 要 請 趣 旨 ●

日頃から、福岡県内の働く者のいのちと暮らしを守るために、ご奮闘しておられることに敬意を表します。

さて、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響で、日本経済が深刻な停滞に陥っています。そうした中、「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる労働者の多くは低賃金・不安定雇用のなかではたらく国民の暮らしを支えています。

中小零細企業で働く労働者やフリーランスと呼ばれる個人事業主は、大幅な収入減や解雇・失業の危機にさらされています。こうした労働者が安心して暮らせる状況を作るためには、売り上げや収入が落ち込んでいる事業者を直接支援して事業の継続を促すとともに、最低賃金の引き上げなどによる低賃金の是正は急務です。現在の最低賃金では毎日8時間働いても年収180万程度にしかならず、健康で文化的な生活を確保することはできません。全労連加盟の全国の組合がおこなった最低生計費調査では、最低生計費に地域による大きな格差は認められず、若者一人が自立して生活する最低生計費は時給1,500円前後が必要という結果が出ました。

昨年10月に最低賃金が28円引き上げられ、県内の最低賃金は870円に改定されましたが、生活できる賃金には大きな開きがあります。労働者が安心して生活できるだけの賃金が求められています。さらに地域別であるがゆえに、福岡県と東京都では同じ仕事でも時給で171円の格差があり、若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっています。

また、一昨年の県議会、昨年の北九州議会に続き、今年3月太宰府市議会でも最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書が全会一致で採択されました。自治体意見書が相次いで採択されているのは地域経済の疲弊による行政運営への影響の大きさを物語っています。

以上のことから、私たちは、最低賃金の引き上げと大胆な中小企業支援策がコロナ危機克服と貧困に苦しむ労働者救済の絶対条件だと考え、貴職に下記の通り要請します。

● 要 請 事 項 ●

1. 福岡県の最低賃金 870 円を今すぐ 1,000 円以上に引き上げ、早急に 1,500 円以上を実現するための議論を開始すること
2. 中央最低賃金審議会と国に対し全国一律最低賃金制度の実現を求めること。
3. 国に対し、最低賃金引き上げのために中小企業が一番の支援策として求めている「税・社会保険料負担の軽減」など実効的な支援策の拡充を求めること。
4. 福岡地方最低賃金審議会のすべての審議会や専門部会の公開・傍聴を実現するとともに、福岡県労連所属の労働者が意見陳述する機会を必ず設けること。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

【取り扱い団体】福岡県労働組合総連合(福岡県労連)・福岡県民春闘共闘連絡会議(福岡県春闘共闘)



福岡地方最低賃金審議会会長 平木 真朗 様  
福岡労働局長 安達 栄 様

2022年 7月 日

● 要 請 趣 旨 ●

日頃から、福岡県内の働く者のいのちとくらしを守るために、ご奮闘しておられることに敬意を表します。

さて、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響で、日本経済が深刻な停滞に陥っています。5月20日総務省が4月の消費者物価指数を前年同月比2.1%の上昇を発表し、日銀は5月の企業物価指数を前年同月比で9.1%上昇したと発表しました。いずれも重要な拡大によるものではなく原油価格の高騰や為替の変動で円安による輸入品の値上がり等が原因で景気回復に向かっているものではないとされています。そうした中、最低賃金近傍で働く「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる労働者の多くは急激な物価高、低賃金さらに不安定雇用のなかで働いています。

中小零細企業で働く労働者やフリーランスと呼ばれる個人事業主は、大幅な収入減や解雇・失業の危機にさらされています。こうした労働者が安心して暮らせる状況を作るためには、売り上げや収入が落ち込んでいる事業者を直接支援し、事業の継続を促すとともに、最低賃金の引き上げなどによる低賃金の是正は急務です。現在の最低賃金では毎日8時間働いても年収180万程度にしかならず、健康で文化的な生活を確保することはできません。全労連加盟の全国の組合がおこなった最低生計費調査では、最低生計費に地域による大きな格差は認められず、若者一人が自立して生活する最低生計費は時給1,500円前後が必要という結果が出ました。

昨年10月に最低賃金が28円引き上げられ、県内の最低賃金は870円に改定されましたが、生活できる賃金には大きな開きがあります。労働者が安心して生活できるだけの賃金が求められています。さらに地域別であるがゆえに、福岡県と東京都では同じ仕事でも時給で171円の格差があり、若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっています。

また、一昨年の県議会、昨年の北九州議会に続き、今年3月太宰府市議会でも最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書が全会一致で採択されました。自治体意見書が相次いで採択されているのは地域経済の疲弊による行政運営への影響の大きさを物語っています。

以上のことから、最低賃金の引き上げと大胆な中小企業支援策がコロナ危機克服と貧困に苦しむ労働者救済の絶対条件だと考え、貴職に下記の通り要請します。

● 要 請 事 項 ●

1. 福岡県の最低賃金870円を今すぐ1,000円以上に引き上げ、早急に1,500円以上を実現するための議論を開始すること
2. 中央最低賃金審議会と国に対し全国一律最低賃金制度の実現を求めること。
3. 国に対し、最低賃金引き上げのために中小企業が一番の支援策として求めている「税・社会保険料負担の軽減」など実効的な支援策の拡充を求めること。
4. 福岡地方最低賃金審議会のすべての審議会や専門部会の公開・傍聴を実現するとともに、福岡県労連所属の労働者が意見陳述する機会を必ず設けること。

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

令和4年8月12日

福岡地方最低賃金審議会

会長 平木 真朗 殿

福岡地方最低賃金審議会

福岡県最低賃金専門部会

部会長 平木 真朗

### 福岡県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年6月28日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県最低賃金の改正決定について、公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえて、慎重に調査審議を行った。中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を参酌のうえ、各種資料・最低賃金に関する実態調査及び参考人からの意見聴取等を参考に、福岡県の状況について、①消費者物価の上昇の働く者の生活への影響、②企業物価の上昇の中小企業の経営状況における影響、③売上高利益率及び業況、④最低賃金の影響率、⑤最低賃金の地域間格差の是正、等を十分に考慮のうえ、調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の福岡県最低賃金（時間額842円）は、令和2年度の福岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙3のとおりである。

なお、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図るため、政府等において早急な諸対策の実施・検討を行うよう、当審議会として下記付帯決議する。



## 記

- 1 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた一層の環境整備を行うこと。
- 2 生産性向上に向け、可能な限り多くの中小企業・小規模事業者が各種の助成金を受給でき、取り組みを進められるように支援の充実を行うこと。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、より実効性ある支援の拡充、要件緩和を早急に行うこと。
- 3 コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい中小企業・小規模事業者において、賃金引上げが非正規労働者の雇用調整等につながることはないよう、特例措置として賃金引上げ幅に見合った新たな直接的給付金等支援策の創設を早急に検討すること。

併せて、雇用の安定や就職の促進のため、労働者の職業能力開発についても、支援策の充実を図ること。

## 福岡県最低賃金

- 1 適用する地域  
福岡県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間900円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定のとおり

## 福岡県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 福岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 8 4 2 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 1 0 月 1 日

### 2 生活保護水準

#### (1) 比較対象者

18 ~ 19 歳・単身世帯者

#### (2) 対象年度

令和 2 年度

#### (3) 生活保護水準 (令和 2 年度)

生活扶助基準 (第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費) の福岡県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (98,110 円)

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額(註)と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると福岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

#### (註) 1 箇月換算額

$$842 \text{ 円 (福岡県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 119,559 \text{ 円}$$

## 福岡県最低賃金専門部会 委員名簿

(令和4年7月21日任命：五十音順)

| 区分      | 氏名                  | 現職                      |
|---------|---------------------|-------------------------|
| 公益代表委員  | ひらい きわこ<br>平井 佐和子   | 西南学院大学法学部 教授            |
|         | ひらき しんお<br>平木 真朗    | 西南学院大学商学部 准教授           |
|         | まるたに こうすけ<br>○丸谷 浩介 | 九州大学大学院 法学研究院 教授        |
| 労働者代表委員 | かわむら としあき<br>河村 敏昭  | 自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長     |
|         | こじん たけし<br>小陳 武志    | 日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長 |
|         | はまだ のりこ<br>浜田 紀子    | UAゼンセン福岡県支部 次長          |
| 使用者代表委員 | なかむら としたか<br>中村 年孝  | 福岡県経営者協会 専務理事           |
|         | まつもと きょうこ<br>松本 恭子  | 福岡県商工会議所連合会 専務理事        |
|         | よしおか ひでき<br>吉岡 秀樹   | 福岡県中小企業団体中央会 専務理事       |

(注) は部会長、○は部会長代理である

福岡最賃審第487号

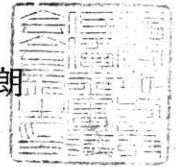
令和4年8月12日

福岡労働局長

安達 栄 殿

福岡地方最低賃金審議会

会長 平木 真朗



### 福岡県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年6月28日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県最低賃金の改正決定について、公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえて、慎重に調査審議を行った。中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を参酌のうえ、各種資料・最低賃金に関する実態調査及び参考人からの意見聴取等を参考に、福岡県の状況について、①消費者物価の上昇の働く者の生活への影響、②企業物価の上昇の中小企業の経営状況における影響、③売上高利益率及び業況、④最低賃金の影響率、⑤最低賃金の地域間格差の是正、等を十分に考慮のうえ、調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の福岡県最低賃金（時間額842円）は、令和2年度の福岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図るため、政府等において早急な諸対策の実施・検討を行うよう、当審議会として下記付帯決議する。

## 記

- 1 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた一層の環境整備を行うこと。
- 2 生産性向上に向け、可能な限り多くの中小企業・小規模事業者が各種の助成金を受給でき、取り組みを進められるように支援の充実を行うこと。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、より実効性ある支援の拡充、要件緩和を早急に行うこと。
- 3 コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい中小企業・小規模事業者において、賃金引上げが非正規労働者の雇用調整等につながることはないよう、特例措置として賃金引上げ幅に見合った新たな直接的給付金等支援策の創設を早急に検討すること。

併せて、雇用の安定や就職の促進のため、労働者の職業能力開発についても、支援策の充実を図ること。



## 福岡県最低賃金

- 1 適用する地域  
福岡県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間900円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定のとおり

## 福岡県最低賃金と生活保護との比較について

## 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 福岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 842円
- (3) 発 効 日 令和2年10月1日

## 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和2年度
- (3) 生活保護水準（令和2年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の福岡県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（98,110円）

## 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると福岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

842円（福岡県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.817（可処分所得の総所得に対する比率）＝119,559円